

「機械輸入の期限規定」

2003年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資奨励委員会事務局 告示
P - 5 / 仏暦 2546 年(2003 年)(仮訳)

件名 機械輸入の期限規定

奨励付与の許可決定日に遡っての機械輸入の期限延長の申請について明確にするために、
仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 13 条に基づく権限により投資奨励委員会の同意を受けた
事務局は、「仏暦 2545 年 8 月 22 日付け、事務局告示 P-3 / 2545 機械輸入期限および事業開
始の期限規定の件」の 5.1 項を廃止し、その代わりに以下の内容を使用するものとする。

“5.1 機械輸入の期限延長にあたり、一回1年を超えない、あわせて 2 回をこえないすでに定
めた期限の延長を許可するものとする。遡っての機械輸入の期限延長に関しては、2.1 項を
使用するものとする。”

告示日 仏暦 2546 年(2003 年)4 月 9 日

署名 ソンポン・ワナパー
投資委員会長官

この翻訳は、告示日 2003 年 4 月 9 日付の投資委員会事務局告示 P-5 / 仏暦 2546 年の翻訳であ
るが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。